## 市 民法 の生成と 解 体

はしがき

一、封建法の構造とその社会的役割

封建法の一般的性格

封建法の物質的基礎

二、封建法の物質的基礎の変移(以下次号) 封建法思想の役割(以上本号)

四、市民法の構造と理念 三、市民法思想の形成

六、市民法の物質的基礎の変移 五、市民法の社会的役割

七、市民法の分解と社会法の成立

むすび

は

市民法の生成と解体

が ŧ

宮

III

澄

いうまでもなく市民法は、近代市民社会の法律または資本主義社会の法律を指している。それぞれの法律および法

した。 律制度は、その社会の基底的な社会・経済的構造によって規定されるものであり、その社会・経済的構造が、 民法のもつ特質は、 的生産関係は、これまでのふるい封建社会の胎内に芽ばえて後、封建社会自体を打ちこわし、資本主義社会を生み出 る資本主義社会における 基底的な 資本主義的生産諸関係によって、 規定されているといいうる。 なあらわれ方(法律形式)を決定する。こういう事実から出発して、こんにちの市民法それ自身も、 そしてこんにちまで引きつづき発展し、次第に高度化し、 資本主義社会自体の個々の発展段階によって、 いまでは独占資本主義を展開している。 特殊性をもってあらわれているとはいえ、 もちろん資本主義 それの存在してい 従って、市 それ

資本主義社会という経済的基盤に立脚しているという点から、

会の特殊的・具体的な発展段階におけるそれに眼をむけ、

特定の国家における歴史的諸条件を考慮し、

しもわれわれがそこから一歩でて、

市民法のより具体的な特殊性を理解しようとするならば、こんにちの資本主義社

一般的・共通的な特殊性において理解されてい

把握することが必要である。 さらに一歩も二歩も前

たとえば日本市民法というような特殊的課題において、

考察しなけ

進

ればならないことはいうまでもない。

ある。 には、 それは、資本主義社会の発展を促進するような役割を、 資本主義社会はその経済的法則に従って、 その慾求は、 そこに人々をして彼らの生産関係のなかに、 そういう必要性に適応するような一般的な社会関係として、認められうる一般的尺度を確定しておく必要が起 なによりもまずその発展を可能ならしめるような、 日々はげしさをともなって主張され、 自生的な発展をとげていく。 それを普遍化しようとする法律的諸手段が形成されるようになる。 現実に果しうるような法律や法律制度の樹立ということであ 社会的条件・一般的な社会関係の展開を、 しか し その発展のテンポを促進するため 確保する必要が

る。

市民法自体の内的構造を変えていく。

しかもそれらは、

1 る な法律イデオロギーのもつ社会的意味である。 た社会関係のあり方 諸条件に規定されて、 長するかのように考えられているのである。もちろん法律的イデオロギーも、 形成の基盤にたってみれば、人々の現実的な社会・経済的諸条件の差異から、 うのであるが、 体的な体験にそくして、形成されるものである。もちろんそれは、支配的な法律的イデオロギーが、 とたんに観念的に形成されるものではない。 て法律的イデオロギーが、 の人々の社会関係にとって必要な、 が存在していることが解る。 般的な・ しかし、 普遍的な法律的イデオロギーであることが強制されるやいなや、 たんにそうした意味しかもたない法律的イデオロギーが、一般的にはあたかもその社会に自生的に成 それ自体はやはり、 (類型)にたいして、 合法性を与えるために役立たされることにはかわりがない。 それは支配的 多様なものとなり変化していくとはいえ、いつでも社会関係における一般的尺度・定式化され 独自的な意義をもちつつ登場してくる。ところがそうした法律的イデオロギー(1) 法律的イデオロギーを緻密に考察するならば、 普遍的規律だとする法律的確信を導きだすことによって支えられている。 そのような性格をもって形成されるのである。 法律的イデオロギーは、人々が現に生活している社会関係にたいする具 こういうものに過ぎないことが理 さまざまな・特殊な法律的イデオロ たんなる観念的なものに転化してしま 加速度的に発展していく社会・経済 だから法律的イデオロギーをその その社会におけ は

定的行動として意識され、 を加えるという非難を可能ならしめる。 いする違反は、 この支配的な法律的イデオロギーに支えられて、人々の社会関係の一般的尺度・定式化された社会関係の類型にた 現実の社会生活についての、現に生活しつつある社会の経済生活一般にたいして、 非難されることになる。だからそのことに多大の利益をもつ支配階級は、自己の政治的権 すなわちかかる人々の行動は、 社会関係にとっての共通的利益を侵害する否 重大な否定的意味

それから生みだされる行為規範は、すべて国家権力によって支えられていることは、至極あたりまえのことである。(3) ん達の政治的権力で市民法を Sanction することを意味している。だからこの Sanction は、当然に支配関係の存在(を) とは、 と被支配との関係であることには、すこしもかわりがない。かかる社会関係としての支配と被支配の関係、従って、 くとも法律的な理念的形式においては、独立・自由・平等な法律的人格者どうしの相互関係として理解されている。 すべて支配と被支配との関係として現われることはいうまでもない。だが資本主義社会における社会関係は、すくな を前提としている。それは支配関係の一つの具体的な現われである。支配関係は権力関係であり、階級社会を前提と しかし実質的には、 なしている。権力関係は、そのもっとも集中的表現である国家を必然的に生みだす。階級社会における社会関係は、 政治的権力のにない手である支配階級、従ってこんにちにおいてはブルジョアシーということになるが、じぶ Sanction されることを要求する。こうしてそれは、権利としての保障を獲得することになる。 それが支配と被支配との関係をつつみかくす役割を演じ、その内容においては、 あくまでも支配 とのと

て理解されるものではなく、むしろそれらは物質的の生活諸関係のうちに根拠を持つ』のである。言葉をかえていう する人と人との関係なのであり、『それ自身で理解さるべきものでなく、またいわゆる人間の精神の一般的発展によっ る対象を、とくに法律関係(市民法関係)と称している。従ってこの法律関係は、 それに内在する諸原因によってのみ、 民法が形成されてしまうと、こんどはそれによって社会関係を規律することになる。そしてあたかも市民法自体が この市民法は、こういう資本主義社会の物質的基礎によって規定され、生み出されたのである。 市民法の直接に規律する対象は、特殊な社会関係である。従って、他のそれと区別するために、 自生的な発展をとげるかのように 思われてしまう。 物質的な資本主義的生産関係を表現 しかし 事実はその逆であ しかしひとたび市 市民法の規律す

格は、 般的性格に起因しているといえる。 規定のもつ意味は、そうした機能を果すものとして理解されうる。それはなぜであるか。これは法律じしんのもつ一(5) Sanction によって法律的に定型化された、 封建法の一切を、 封建的農奴生産は、資本主義的生産にとって代えられてしまった。その結果、これまでのふるい封建法は、その存立 によって、 律していた封建法は、 ところの、 につけている。 規範的性格をもっている。 の社会活動が必要であるか、 ならば、この法律関係は、資本主義社会における経済的諸関係を、もっとも正しく表現するものとして要求されてい の基盤を失ってしまい、 に限られるものではない。 定式化された人と人との関係を示すものである。 つねに物質的生産の諸手段を現実に支配し、かかる生産諸関係の維持と発展について、特殊な階級的利害をもつ 政治的権 封建社会の永続的な発展を実現するための必要から生み出されたのであった。いまでは、 つの階級の意志を表現しているのである。もちろん、この法律のもつ一般的性格は、(6) 法律はこういう強制的な社会規範としての特質をもっている。 一挙に・全面的に廃棄することによってなされわしなかった。 力がブル 封建社会における支配階級である封建領主の意志を表現し、それの支配を維持し強化すること 新らたに市民法が創設されることになった。 しかもそうした社会活動をなすことを、人々に一般的に義務づけるという強制的性格を身 ジ それは均しく先資本主義社会である封建社会にもあてはまる。そこで人々の社会関係を規 つまりどんな人々の社会活動が、 3 アジーの手にうつったために、つまり政治的権力の交替がなされたために、 すなわち法律は、社会における生産関係の維持と発展にとって、どのような人々 特定の社会関係の類型なのである。 だから法律関係は人々の恣意的な結びつきではなく、 社会の発展自体にとって合目的的であるかを確定する しかし、 新らしい市民法の創設は、 この法律にまといついている 一般的性 これまでの封建法を構成する個々の こんにちの市民法を構成する個々の なにも市民法だけ ずっと以前に、 これまでの できうる すでに

しまうことを示すものである 保有されることになった。 かぎり新らしい資本主義的生産関係を発展させるように改造され、その内容をかえ、市民法としての形式をとりつつ これは同一の法律的形式をとっていても、そのにない手が代れば、 その内容が変えられて

階級的支配が、 る私的(資本主義的) 理的構造をとらざるをえないということの理解によって、はじめて解決されることになる。それは生産手段にたい 根拠づけらることができ、 ているのは、 そういう市民法の二元的な法律的構造は、 つ法律的構造という側面では、解決できない問題である。 なぜ市民法はこうした法律的構造をとっているのか。こういう疑問に答えざるをえない。それは、 内容上の変化を意味すると同時に、そういう形式上の変化をともなっていることをも意味しているわけである。 この法律的構造上の差異が、市民法を特質づけるものであった。だから封建法が市民法に変ったということは、 と異る法律的構造上の特徴は、公法と私法との二つの法領域・二つの法律体系に整理されているという点にあった。 ていくのである。このように市民法はつねに改造され、法律的構造上の変化をとげていくのである。 て適応しなくなったものを生ぜしめる。そうしたばあいに、 この資本主義社会も同一の個所にとどまるものではなく、つねに発展するものであるから、それにともなっ 資本主義社会においては、 市民社会をして資本主義国家 所有によって、資本主義的生産を実現することができ、従って、<br />
それに内在する社会的強制 論証できるのである。 近代国家 やはり市民法や市民法的法律制度の立脚する基礎を、 (近代国家)を形成せざるをえない客観的基礎となっているといえるの 一口にいえば、 (資本主義国家) と市民社会 市民法の法律的体系における公法と私法との分裂と対立 個々の法律を廃棄し、修正し、 市民法が公法と私法との二元的な法律的構造をとっ (近代社会) との分裂と対立という、 新らしい市民法を改造し 理解できてはじめて たんに市民法のも かっての封建法 では その す

係に照応するところの、二元的な法律的構造をとってあらわれることが、理解できるようになる。 現で、指摘しているのである。こういう前提にたつことによって、はじめてわれわれは、市民法が資本主義的生産関 を対外的および対内的に相互に保障するために必然的にとらざるをえない組織形態以外の何ものでもない』という表(\*) である。このように法理論の基礎には、いつでも現実の経済的諸関係が横たわっているのである。だから K. 法の公法と私法との二元的な法律的構造は、いわば資本主義社会じしんに固有する法律的現象であるとして、把握さ と F. Engels は、 る一個の独立的存在となった。 このことを『私的所有の共同体からの解放によって、国家は市民社会と並び、かつそれの外にあ しかしながら、 実際には、 それはブルジョアたちが、彼らの財産および彼らの諸利益 従って、この市民

れえたのである

根拠となっている。ところが一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて、いままでの産業資本が独占資本主義に移行した(9) 会的役割をはたしているかについて問題としようとする限り、つぎの点について注目する必要がある。 での市民法の内的構造も外的構造もはなはだしく変ってきた。従って、われわれがこんにち市民法が現実にどんな社 ことを社会的背景として、ことに労働法を中核として次第に確立することになった社会法の体系化によって、これ 上の私的(資本主義的)所有を、もっとも純粋な私的所有(reiness privateigentum)として、発展させることのできる なっている。 外形的には、 いてつけ加えられた剰余価値・不払労働を、 さて、資本主義社会は商品を原基形態として成立っている。そして商品の交換過程を通じて、商品の生産過程に 従って、 商品の交換過程がほかならぬ剰余価値を生みださせるというように、錯倒した観念をうえつける基礎と 私的(資本主義的)所有が普遍的な商品所有としてあらわれることになる。そのことが、 観念的形態ではなく、直接に自己の手中に実現するようになる。 すなわち、市 市民法

民法自体の機能の諸変化は、

しい認識をもつことの必要性である。こういう問題意識においてはじめて、つぎの諸問題を把握しうるとわたくしは との相互関係から生じていること。従って、 市民法の内的構造の漸次的変化と、その結果として生ずることになった外的構造の変化 なにが故に市民法の内的構造の変化が起るのかということに対する、 正

考える。

四に、 もつことができれば、幸であると自からをなぐさめている。 V) もなっているかの、 が変化してしまっていること、そして市民法がこんにちなぜ社会のいっそうの発展の促進的役割を果すのに困難をと についての考察である。これが、この小稿において把握したいと考えているものである。そしてこれらの全体は、二 の内的構造上の諸変化を根拠づけるために、どのような法律的論理が構成されていったかについての考察。そして第 に応じて、市民法がどのようにその内的構造を変えていくことになったかについての考察。第三に、そうした市民法 て ○世紀初頭の社会法の形成という法律的結実の一般的背景をなすものである。従って、市民法自体のもつ法律的役割 がれないであろう。 **この小稿において、わたくしがとくにとり上げようとしている問題点を整理すると、つぎのようになる。まず第** 市民法がどのようにして生みだされたかについての歴史的な考察。第二に、 市民法の内的構造の量的変化が、どのような質的変化をともない、市民法の外的構造をば変化させていったか 法論理的根拠を明らかにすることができると思う。 しかし、 これまでそういう視点に焦点を合せたもののすくないという点で、 もちろん、 資本主義的生産関係そのものの変化 試論的なものだというそしりは なんらかの意味を

- 1 橋本文雄「社会法と市民法」(有斐閣、一九五七年三月)五九ページ。
- 2 川島武宜「法社会学」(3)ジューリスト一三五号(一九五七年八月号)四二ページー四三ペ

- 3 杉之原舜一「法とは何か」(民科編「法社会学の諸問題」北隆館《一九五〇年四月》)一二ペーシ。
- $\frac{1}{4}$ K. Marx, Zur Kritik der Politischen Oekonomie, Erstes Heft Volksausgabe, besorgt vom Marx-Engels-Lenin
- 5 Institut, Moskau, 1934. Diet Verlag Berlin, 1951. S. 267. (宮川実訳「経済学批判」青木書店、一八ページ) 橋本文雄「社会法と市民法」(有斐閣、一九五七年三月)九七ページ。
- 6 松下輝雄「マルクス主義法理論」(法哲学講座四巻《有斐閣、一九五七年五月》)九八ペーシ。
- (7) 藤田勇「全人民的所有の運動形態としての計画契約の法的構造」(社会科学研究八巻三・四号合併号《一九五七年四月》) 一六ページ。
- (8) Marz/Engels; Die Deutsche Ideologie, Dietz, 1953. S. 61—62. (邦訳マル=エン選集一巻上《大月書店、一九五〇年 四月》七三ページ 藤田勇「全人民的所有の運動形態としての計画契約の法的構造」(社会科学研究八巻三・四号合併号《一九五七年四月》)
- 9 五ページ。

## 一 封建法の構造とその社会的役割

から、 割についての、 で、人々はながいあいだ封建法のもとにうちひしがれていた。そのため、封建法のもつ法律的構造とその社会的役 についての検討が必要となる。市民法がわれわれの社会生活にたいする法律的規範として、普遍化されるに至るま をはたすために、どのような社会・経済的条件のもとに生みだされていたかについての概観からはじまる。 .ま市民法の生成を問題としようとするならば、それがどのようにして形成されるようになったかについての検討 はじめなければならない。そのためには、どうしても市民法の存立の物質的基盤、 一応の理解をして置きたい。封建法の特質の理解は、それがとう時において、どのような社会的役割 . つまり社会・経済的諸条件 われわれ

成の物質的基盤となってくるのである。だから、そうした理解にたって、市民法を把える必要がある。 く諸過程において、 が歴史的に理解しているように、 ここで封建法自体を研究課題となそうとしているのではない。 封建法自体と現実の社会生活との矛盾は、ますます拡大されていった。これがつい 封建社会の内的矛盾によって、 新らしい資本主義的生産関係にとってかえられ われわれの研究課題は、 あくまでも『市民法の生 だからといっ には市民法生 ってい

成とその解体』なのである。従って、それについてのごく簡単な素描的取扱をなすに止まる。そうした取扱は、 に歴史的に変遷していかざるをえない法律および法律制度を、支配階級の意志と利益の表現として把握することに 同時

## (1) 封建法の一般的性格

まず封建法の法律的構造とその社会的役割についての一般的な理解からはじめたい。

特定の・類型化された法律として把えることが可能であることを、

論証しうるのにも役立つであろう。である

法は、 になるまで、 市民法は資本主義社会の展開によって形成された。 もちろん封建社会自体の次第に発展していく過程において、変化していった。とはいえ、 ながいあいだ人々は、 封建法の規律のもとにたたされていた。このことはすでに述べた。 従って人々の社会関係が、 この市民法によって規制され なお封建社会に さてこの封建 るよう

すべての法律と法律制度に共通したことである。それは法律や法律制度が、それなしにはけっして社会が存立すると 用していたのである。こういう封建法の一般的性格は、封建社会の生産様式、つまり封建的農奴生産によって導きだ る基本的な法律的支柱をなし、 それによって特質づけられているからである。 封建法一般として特質づけられる特定の・共通的な性格をもち、 このことは、 たんに封建法のみに特有な現象ではな 封建社会のなかで作 それ

.支配階級に従属させられるのである。』からである。 ずれの時代にあっても支配的な思想である。すなわち、社会の支配的な物質的な力であるところの階級が、 級の意志と利益とを表現しているのである。 こういう点から H. にたいする階級的な・特殊的な利益のための抗争を通じて、経済的・政治的 / ゲモニーを掌握するところの、 に、そしてこんにちでは、それが一般的理解となりつつあるのであるが、それぞれの社会における物質的な生産関係 なにものでもない。』のである。 そうであるならば、 手段をも自由にする。こうしてそれによって同時に、精神的生産の諸手段を欠いている人々の思想は、 であり、定式化したものである。なぜならば K. Marx や F. Engels が主張しているように、『支配階級の思想は とのできないところの、基本的な経済的諸関係・経済的土台に立脚する、 な表現、 の支配的な精神的な力なのである。物質的生産の諸手段を支配している階級は、これによって同時に精神的生産の諸 してくるためである。法律や法律制度は、K. Marx や F. Engels がしばしばかれ等の著述において述べているよう 個の階級を支配的なものにするところの諸関係の観念的な表現以外の、したがってこの階級の支配の諸思想以外の 登録である』という表現をもちいて把握している。このように法律は、支配階級の意志と利益とを表現したもの(?) すなわち、思想としてとらえられた支配的な物質的な諸関係以外のなにものでもなく、 しかも『支配的な思想とは、 個々の歴史社会における法律と法律制度のもつ意味も明らかで Klenner /は、そのことを『権力関係の定式化であ 観念的な現象形態であるという点から結果 支配的な物質的な諸関係の観念的 したがって、まさに 同時にそ との

か では封建法は、そのとう時の支配階級であった封建領主の、どのような意志と利益とを表現したというのであろう 一口でいうならば、 つぎのようであった。すなわち封建領主は、とう時の主要な生産手段である土地を支配して

むきだしの腕力によって、人々にたいする一般的な遵守を強制することが保障されていることを意味する。 た封建領主の意志であり、 ていた。従って、これらの地位を公然たる特権的支配の体系となすこと、それがほかならぬとう時の支配階級であっ いた。それとともに、直接生産者である農奴の一身上の隷属の強化を要求する、封建的土地所有者としての地位に 封建法が封建領主の意志と利益とを表現しているということは、 いわゆる『経済外的強制』(aufzerökonomischer Zwang) 利益であった。この封建領主の意志と利益こそ、封建法のもつ特質を形成するものであっ が封建的農奴生産に加えられていることが 同時に封建領主の直接的な政治権力によって・ 市民法が合法的なものとして、 こういう

律的構造上の差異が、 封建法自体の一般的性格を、外形的に示すものである。封建社会においては、 統一的な中央集

統一的な法律的構造においては存在しなかったのである。こういう法律のもつ法

そのため封建

くまでも市民法の内部的諸関係としての展開という形態で、一応の機能をとげうるのと異ってくる。

封建法が『経済外的強制』という姿であらわされていることは、

こんにちの市民法とは異って、

をもたせるよとになった。そして封建社会自体のもつ社会発展にたいする停滞的性格に由来して、 て統一的な中央集権国家は誕生したのである。それゆえに、個々の分割的な諸封土に分れ、従って封建法は、 権国家を形成するような社会・経済的条件をもってはいなかった。 な慣習法としての法律的形態をとって、 あらわれざるをえなかった。 存在していたのである。(5) のちの絶対主義に移行することによって、 封建法のこうした特質は、 種々雑多のい 封建法は、 なによ 地方的 はじめ ろどり

に従ってなされるようになる。こうして、それらの共通的規律を包括し、個々人をして、生産および交換の共通の諸 および生産物の交換というような、 人々の社会生活にとって必要な諸行為は、 人々の経験の結果、 ある共通した規律

りもまず地域的な慣習法という法律的形態のうちに、

なぜならば日々繰返される生産、

条件に服せしめようとする配慮の必要が起るこの規律は、 はじめはたんに慣習法として表現され、 やがてその遵守を

公権的力によって保障しようとして、慣習法となるからである。(6)

- 1 松下輝雄「マルクス主義理論」(法哲学講座四巻《有斐閣、一九五七年五月》)九八ペーシ。
- $\widehat{2}$ Herman Klenner; Die Marxistisch-Leninistische Theorie des Staat und des Recht, Leitfanden Teil 1,

9.

- (3) K. Marx und F. Engels, Die Deutche Ideologie, Berlin, 1953. S. 44.(マル=エン選集|巻《大月書店) 四月》五一ページン 一九五〇年
- 4 四月》五一ページン K. Marx und F. Engels; Die Deutsche Ideologie, Beril, 1953, S. 44. (マル=エン選集|巻《大月書店" 一九五〇年
- 5 論」上巻《巖松堂書店、一九五四年一一月》二八八ページ) Академия наук союза СССР. институт, права теория государства и права, Москва, 1949. (藤田勇訳「国家と法の
- (6) K. Marx は"Das Kapital" (Buch III, Dietz Verlag Berlin, 1953. S. 844.) のなかで、『この社会的生産関係 諸関係の停滞状態のもとでは、それ自身の単なる反復的再生産によってこの形態を達成する。この形態は、暫くつづけば、習 なる恣意および単なる偶然からの相対的解放・の形態である。あらゆる生産様式は、生産過程ならびにこれに照応する社会的 たことが生ずる。そしてこの規律と秩序は、それ自身、あらゆる生産様式――これは、社会的に確立し、単なる偶然または恣 わる関係――のたえざる再生産の時のたつうちに規律づけられ秩序づけられた形態をとるや否や、とにかくおのずからこうし 分の利益とするところだということも明かである。他のいっさいを度外視すれば、現存状態の基礎――現存状態の基盤に横た 存するものの――習慣および伝統によってあたえられた――諸制限を法律的諸制限として固定化することは、社会の支配者部 相違ない、ということは明かである。さらに、つねにそうだがこのばあいにも、現存するものを法律として神聖化し、また現 たとれに照応する生産様式・の立脚点的たる自然発生的で未発展な状態においては、伝統というものが優勢な役割を演じるに 慣および伝統として自らを確立し、ついには明文の法律として神聖化される。』 (長谷部文雄訳「資本論」<一三> 青木文庫版 意から独立せねばならぬ ――の不可欠な契機である。この規律と秩序こそは、あらゆる生産様式の社会的確立・したがって単 ・ま

一九五三年八月、一一一七ペーシー一一一八ペーシ)と述べている。

## (2) 封建法の物質的基礎

貢)を自己の手にすることができたのである。 業生産が主要な生産部門をなしていた。 き、また賦役その他の形態で、剰余労働を強制することができたのである。いうまでもなく封建社会においては、農 領主をして、国家権力をつうじてなす『経済外的強制』をなしうる物質的力をつくりだしていた。封建領主は、 する封建領主と農奴的農民との対立にもとづく階級社会をなしていた。これが封建社会自体のもつ社会・経済的構造 会には、 この小稿では、それを素描的に取扱い、図式化する以外にはない。そうすればほぼつぎのように説明できる。 のためにはまず封建社会が、どんな社会・経済的構造をもっていたかについて、考察しなければならない。 るかを決定した。こうして封建領主は、 いする領有関係が、 をなしていた。従って封建社会は、主要な生産手段である土地が、封建領主によって所有されていた。 地の代りに生産手段に必要なすべての物質的な労働諸条件の所有者である農民が存在していた。これらの両極に存在 『経済外的強制』を利用して、直接生産者である農奴から人頭税、その他の形態で生産物を直接に収奪することがで では、いったいこのような封建法を、一般的に特質づけている物質的基礎は、なんであるかを概観してみよう。そ 独占的に土地を領有している大土地所有者 封建的農奴生産を維持する外被を形づくり、それにもとづいて、封建社会の支配階級である封建 この封建的土地所有によって、直接生産者である農奴から、 従って土地にたいする領有関係は、 封建的土地所有は、 (封建領主)である支配階級が一方の極に存在し、 剰余生産物の獲得の源泉であると同時に、 だれが剰余生産物を汲み取ることができ 剰余生産物 この土地 他方の極に土 もちろん この 12

制は、 接生産者である農奴は、 に根拠づけられていることを意味した。(9) 中核として構成されているのはとう然である。こうして封建領主の特権的地位は保障され、 法律制度的に確認されることになる。それは、 地にたいする、 の法律的隷属・権利の不平等・全人格までも所有されることになった物質的基礎なのである。こうして封建社会の直 その人格までも、 して土地の従属物としての意味を与えられる源泉でもあった。 農奴制の『経済外的強制』をうみだしたのである。 このような封建的所有関係 (領有関係) 生産手段である土地の領有者、 無権利者たらしめられたのであった。だから封建社会においては、主要な生産手段である土(8) 支配階級としての封建領主の農奴にたいする強圧それ自体が、 つまり封建領主に所有されていた。こうしてこの封建社会の経済体 を だから土地の封建的所有関係こそ、 法律制度的に確認することであった。 農奴は、 かれのしばりつけられている土地とともに、 じぶん達の階級的支配 直接生産者である農奴 封建法が、 これを

制度的にみれば、 発展することはできないのであるから、それのもつ特殊的事情について、考慮をはらわざるをえないのである。 けである。 諸事情の差異にもとづいて、とう然のことながら、 史社会としての一つの類型・封建社会として、 こうした封建社会の原基的な社会・経済的構造は、一般的・共通的なものとして存在していた。そういう点で、 個々の国々についてみれば、それぞれの社会・経済的条件を異にしているのである。だから、 たとえば同一の時期に、 という異った類型をとっているといったぐあいである。 それぞれの国において、異った発展段階を表現するところの類型において、 ある国では、 他の歴史社会のそれと区別されていた。だが同一の封建社会にお まだ奴隷制(Sklaverei)をとっているのに、 さらに特殊的性格をもってあらわれざるをえない。たとえば法律 個々の封建社会は、 いつでも同一のテンポで 存在することもあるわ 他のそれでは、 それぞれの歴史的 農奴 いて 歴

のをまとっていた中世初期の農奴制が領主にあたえた権利は、ますます価値をうしなった。 まず第一に一つの例として、ドイツ中世の封建社会をとりだしてみよう。一三世紀以後『古代奴隷制から多くのも 農奴の地位は、たんなる隷属の地位にちかづいていった』のである。 とはいえ、たしかに農民の生活は、(19) 農奴制はしだいによわま

ちは、 かに、 Engels が "Der deutsche Bauerunkrieg, 1850."(ドイッ農民戦争)のなかで多くの叙述をついやしている如くであっ て収穫したものから十分の一税や賃租や地租やベーデや軍旅税(戦 時 税)や 国 一税や 帝 国 税 を支払わなけれ 時間の大部分を主人の土地ではたらかなければならなかった。そのうえ、彼がわずかばかりの自由の時間にはたらい 拷問がまちうけていた。 彼は農民を意のままに牢にほうりこんだが、当時そこでは、こんにち予審判事がまちうけているのとおなじ確実さで うど財産をあつかうように、農民の人格と彼の妻や娘の人格を思いどおりに処理した。彼は初夜の権利をもっていた。 牧草地と森林は、 ばならなかった。彼は領主に支払うことなしには、 「目のえぐりだし」、「指と手のきりおとし」、「打ち首」、「車ざき」、「焼きころし」、「焼けばさみではさみごろし」、 野獣をかりだし、木をわり、等々しなければならなかった。魚とりと狩りは主人のものであった。それで農民た 契約による給付だけでも彼をおしつぶすにじゅうぶんあったが、しかもこれらの給付は日々たかめられた。彼の すなわち、 野獣が自分たちの作物をめちゃめちゃにしてもおとなしくながめていなければならなかった。農民たちの共同 めぐみぶかい主人のために、 『もし彼が農奴だったら、まったく無条件に主人の思いどおりにされた。もし隷農だったり、 ほとんどいずこにおいても、領主どもによって暴力的にうばいとられていた。そして領主は、 彼は気のむくままに農民をなぐりころしたり、首をはねさせたりした。「耳そぎ」、「鼻そぎ」、 わらをあつめ、 結婚することも、 いちでをあっめ、こけももをあつめ、 死ぬこともできなかった。彼は正規の賦役のほ かたつむりのからをあつ ちょ

たが、この F. Engels の叙述には多少の誇張はあったとはいえ、どこでも多かれ少かれ存在していたためである。 たる領主が思いのまま自分の農民に適用しなかったものは一つもない』というようであった。すこし引用がなくなった。(fi) 「四つざき」等々の刑を論じている、かのありがたいカール法典の諸章のうちで、めぐみぶかい農奴主にして保護主

領直営地において義務ある農民の労役およびかれの家畜や農具の力によって、収穫されたものである。もちろん領主 の収穫物こそ、領主(またはかれの執事、Villicus, maire, Sergent, bailiff.))の直接の監視と督励とによって、 こまれ、その家畜小屋には、馬やときとすると羊群が入れられていた。そして穀倉には収穫物が納められていた。こ 地 (Herrenland)が耕作されていた。封建領主の館 (Herrenbesitz) は穀倉 (Scheunen) と家畜小屋 (Ställe) とでとりか を、東エルベ地方の実例で示そう。そとにはまず封建領主の農場(Herrenhof)があった。そこを本拠として本領直営 く解して、たんにこの Grundherige のみを意味するのが普通である。いま荘園経営がどのように行なわれていたか(宮) また身分上も、まったく封建領主に隷属し、奴隷に近いものであった。そして一般に Hörige というばあいには、 益が許され、その対価として、貢納、賦役、労働などの義務を負っていた。これに反して Leibeigene は財産上も、 に。この時期においては、賦役を封建的収得の給付関係の基軸となす、いわば原初的な段階であった。こういう荘園 といわれている二種に区別されていた。 このうち Crundherige は土地を媒介として封建領主に隷属し、役務地の用 における農民は、Hörige または Hinterasse と総称されていた。しかし、これはさらに Grundherige と Leibeigene たとえば一週のうち三日、 に隷属する土地保有農民(農奴)に種々の義務を負担せしめ、 土地耕作に従事させることによって 行なわれていた。 ことで荘園(Grundherrschaft)の経営についてすこし眺めてみよう。荘園の経営は、大土地所有者たる領主が自己 領主の本領地 (demesne, Salland, domaine proche) で、領主のために労働するというよう かれの本

うになってきた。そのため、農民の賦役負担はますます過重なものとなり、隷農制の強化によって、農民は直営地の 領主は、不払労働の結果である生産物を市場にもちだすことができなかったため、自己の欲望・胃の腑(Magenwände) は、その農場の耕作に、その僕嫂やばあいによっては、日雇の労働を用いていた。荘園経営がなおいまだ現物経済の(4) 所属する農民の賦役労働をもって、市場のための大規模生産、つまり商品生産という明確な目標のもとに行われるよ とのできた封建社会も、 産物の商品化にたいする一般的条件(市場)が欠除していたという点に、 理由づけられていた。 牧歌的に画かれるこ いまや農業生産は、これまでのように領主制的大経営におかれ、農奴の賦役労働によってなされていたが、直営地に のぐあいが、かれらの農民にたいする剰余労働収得の限界を決定せざるをえなかった。それは、当時まだ充分には生 一般的環境のうちにおかれていたあいだは、農奴達の生活も、牧歌的なものとして描きだされることができた。封建 一四、五世紀になると変化してきた。それは、封建領主の貨幣需要が増大したためである。

求を法律的に根拠づけられ、同時に世襲領主権によって、農民を土地にしばりつけることができたのである。(ほ) 民にたいする賦役の強化を可能ならしめたのは、実にこの領主裁判権と世襲領主権とにもとづく、封建領主の司法的 働力を確保するために、農民を土地にしばりつけるための強力な手段として、決定的に重要な意味をもっていた。農 地位(Obrigkeitliche Stellung)であった。封建領主はこの領主裁判権によって、原則的に≪Ungemessen≫な賦役要 たんなる『附属物』(Pertinenz)とされるようになってきた。このことは、農民の大量な土地放棄をみちびくことにな った。封建領主は農民の反抗を抑圧するために、領主裁判権を強化した。この領主裁判権は封建領主をしてかれの労

世の末期、 さて同じ時期に、 近世の初頭にはすでに消滅してしまった。まだ封建地代は残存していたが、一六世紀から一八世紀にかけ 他のヨーロッパ諸国ではどのようであっただろうか、イギリスにおいては、農奴制や賦役は、

分割貸興し経営させていた。従ってフランスでは、 手段、ときとしては暴力による農民からの土地の収奪によって倍加された。 ことはなかった。封建領主は、 のである。そしてフランスにおいても、 れと比較すると、たしかに人格的には自由であった。 て、それを支払う土地保有農民は、大部分消滅してしまった。それは、土地貴族が大農場を経営するために、 小面積の土地を普通小作地 農民はイギリスと同じように自由であった。その大部分はたとえわずかでも 東ヨ しかしその大部分は、 1 ロッパにおけるような賦役に服する農奴も、 (fermes)または折半小作地(métairies) 土地なき日傭労働者に転化してしまった そのためイギリスの農民は、 K イツのそ 種 々の

は とに 的外被としての機能をはたしていたのである。そしてここで上級所有権は、 たいする利用権は、 とによって理解されている。こういう土地関係にたいする法律的な所有形態は、いわば当時の封建的農奴生産の法律 の主要な生産手段である、土地にたいする封建的土地所有関係を、 る抑圧の現実の可能性を与えられ、土地所有の位階的構造が認証されていた。封建領主はこの封建法によって、 統一と鞏固な組織とを確保していた。封建領主は、封建法をよりどころとして、その手中に農民にたいする武力によ におけるようなもっぱら賃労働によって生きていく農業プロレタリアートも存在していなかった。 自己の保有地をもっていた。フランスでは、封建領主は東ヨーロッパでみられたように、その本領地を直接経営する これで解るように、当時のヨーロッパ諸国は、それのもつ歴史的事情に従って、さまざまな社会・経済的条件のも だかれていた。 般に上級所有権 (dominium directum) と利用所有権 (dominium utile) という法律的秩序として、 だが農奴解放が完了されるまでは、 分裂し、 分割されるという特殊性によって 性格づけられていた。(音) 一般に封建法が支配階級としての封建領主にたい 確保することができたのである。そうして土地に 封建領主のみに限られたものでなく、 こういう封建的土地所有関係 またイギリス 区別するこ 農民に 権力の 当時 玉

関係を表現し、 ば二重の所有関係におかれ、それが封建的土地所有を示していた。この所有関係は、たんに土地にたいする支配権を 農民のもつ利用所有権には、 家もまたかような上級所有権をもっていた。そして利用所有権は、土地を耕す直接生産者で農民がもっていた。 規定されている、 てみると、実に複雑な・多様な内容をもっていたのである。すなわち、一方においては土地にたいする公権的な権力 意味するだけではない。それは、こんにちの近代法によって法律的に確定されている、 て、 封建領主は先買権を行使することができた。このように、当時の主要な生産手段である土地にたいしては、 完全所有権(Volleigentum)と同じように売買し、 分割し、 または抵当に入れることができたが、このばあいに しかもこの利用所有権には、 他方においては封建的な身分または血縁・地縁とのつながりなど、 土地の利用関係を表現していた。 世襲のもの、 その土地にたいする処分が制限されていた。 もっとも 封建領主の許可を条件とし 生存中だけのもの、 解約しうるものなど、 いわゆる身分関係の投影によって さまざまの種類が存在してい 土地の所有関係として比較し この いわ

礎としている。第三にかかる経済制度の条件たるものは地主への農民の人身的隷属である。もし地主が農民の人格に対してこ 反対に対立している。即ち、第一の方法は生産者への土地の分与を基礎とし、第二の方法は一 ば地主に働き手が保証されないからである。従って、賦役経済と資本家経済との下における剰余生産物受得の方法は相互に正 れていることが必要である。のみならず― 旧制度の崩壊を予言するものであった。第二に、かかる経済にとっては、直接的生産者が生産手段一般及び特に士地を分与さ ねばならなかった。農奴制の存在の最後の時代に特に発展したところの、販売を目的とする地主による穀物の生産は、 然経済の支配農奴制下の領地は、爾余の世界と非常にルーズな連絡しかもっていないところの自足的な封鎖的な――全体たら 1929. S. 151.) のなかで、封建社会の特徴を資本主義のそれと対照しつつ、つぎのように述べている。すなわち『第一に、自 W. I. Lenin # "Die Entwicklung des Kapitalismus in Russland, 1899." (Samtrich Werke, Band III. Berlin, ―彼が土地に縛りつけられていることが必要である。何となれば若しそうでなけれ -生産者の土地からの解放を基 すでに

よって圧し潰され、人身的隷属と精神的暗愚とによって卑屈ならしめるところの小農民の手に在ったからである』(邦訳、「ロ 上記の経済制度の条件たり結果たるものは、技術の極めて低いかつ硬直した状態であった。何となれば経営の遂行は、窮乏に 制の形態と度合いとは農奴制から始まって農民の身分上の権利制限に至るまで、極めて種々雑多でありうる。最後に、第四に、 よって雇役地代の範疇に編入せられている。『資本論』、第三巻、第二冊、頁三二四)、『経済外的強制』が必要である。この強 働かせることができないであろう。故に、この経済制度を特徴づけつつマルクスの言の如く(すでに上に指摘した如く、彼に シアにおける資本主義の発展」上巻《岩波文庫版、一九五二年七月》二四〇ページー二四一ページ)と述べている。 の直接的権力を持たないならば、彼は、土地を分与せられて自己の経営を営んでいるところの人間を強制して、自分のために

- 8 平野義太郎「ブルジョア民主主義革命」(日本評論社、一九四八年五月)一〇ページ
- (9) 林基「日本封建社会の構造」(歴研 日本社会の史的究明) 八○ページ。
- F. Engels; Die Mark. 1883. (邦訳「マル=エン選集」一六巻上《大月書店版、一九五○年一○月》二五九ペーシ)
- (11) F. Engels;Die deutsche Bauerunkrieg,1850.(邦訳「マル=エン選集」一六巻上《大月書店版、一九五〇年一〇月》 一六ページー一七ページ)
- 高橋幸八郎編「近代資本主義の成立」(東大協同組合出版部、一九五〇年九月)一〇ページ。
- E. Ehrlich, Die Rechtsfähigkeit, 1909.(川島武宣・三藤正訳「権利能力論」《有斐閣、一九四二年一月》)四二ペーシ。
- 「プロシャの農民土地相続制度」《昭和三一年七月、有斐閣》一二〇ページ) Lujo Brentano, Erbrechtspolitik——Alte und neue Feudalität, 1899. (L・ブレンターノ著我妻栄・四宮和夫共訳
- 高橋幸八邦編「近代資本主義の成立」(東大協同組合出版部、一九五〇年九月)七七ペーシ。
- 」上巻《巖松堂書店、一九五四年一一月》二八九ページ) Акадэмея наук союза СССР, инстиут, права теория государства и права, Москва, 1949. (藤田勇訳
- 吾妻光俊「物権・担保物権」(弘文堂、一九五四年四月)四ページ。
- (3) 封建法の法思想的基礎

けっして同一の形態において把えることはできないわけである。しかし、なお封建社会一般として、定型的・共通的 諸条件の差異にもとづいて、個別性をもっていることが理解できた。従って、個別的に封建社会を考察するならば、 までの考察によって、 封建制度はヨーロッパ諸国でのそれのように、 歴史的特殊性つまり、その社会・経済的

れられないものとなるであろう。この項では、封建法一般がどのような法律的思想によって支えられているかの検討 特定の法律と法律制度とを生みだす。だがそれは、それを支える特定の法律的思想の裏づけなしには、 会・経済的構造についての考察に、力点をおいて進めることになる。封建社会の社会・経済的構造は、 建法一般についても、 合において分析的に、 らわれわれがいま封建法を考察しようとするならば、 されている農民によって、 者制度に基礎づけられて、封建領主の手によって所有され、他方一切の生産労働が身分的に隷属している地位にたた 極めて一般的な表現であるが、封建社会における生産関係は、その社会の主要な生産手段である土地が、 産に基礎づけられているからである。封建社会は、こういう社会・経済的構造によって類型化されている。すなわち、 なものとして類型化して把えることのできるのは、いうまでもなく封建社会のもつ基本的な生産関係が封建的農奴生 ついての考察に焦点を合せることになる。 つ歴史的な動的過程についての考察をなすことに限定されている。そういう前提にたつならば、 なしていくことができる。この小稿自体は、『市民法の生成と解体』という、市民法自体のも なしていくこともできる。それと同時に、なお一般的・共通的な性格をもったものとしての封 担当されているという特殊性において把えられたことは、すでに述べた通りである。 これは、封建社会一般の特質、すなわち封建的農奴生産という、 封建法の個別的な性格を精密に、所与の社会・経済条件との結 後者の封建法一 封建法という 人々に受け入 大土地所有 特定の社 般に

をなす。

社会の法律 望ましいかという問題、 れは封建的法律秩序として、 たしていくことになる。 (19) このような法律的イデオロギーは、 質を生ぜしめていた。(18) 下の領主あるいは教会・僧院・僧侶などの、一般に封建領主として示されている階級の支配に属していたこと。 在している。それと同時に、その望ましい社会関係の規制、 する社会関係における法律的秩序、 て土地に緊縛され各種の労働を強制された農民に与えられたのは、貢租・賦役の義務と苛酷きわまりない裁判とであ ている階級的な位階制に従って、いづれかの系列に位置していたこと。これらが封建社会の特質とされていた。 てそれにともなって、 排 これらは あたかもその社会にとって普遍的・一般的なものだというふうに、 「的農奴生産の関係は**、** 封建法を通じて、 一般として客観的に意味づけ 3 ーロッパの封建社会に共通する一般的な現象であり、 封建領主が政治上・司法上の強力な権力をもっていたこと。そして人々はいくえにも重りあっ だから封建社会におけるこのような歴史的な・特殊的な経済的諸関係は、 封建社会における人々の社会生活は、 つまり、 それらの物質的諸関係の表現である人と人との社会関係に、 経済的発展の諸段階に従って規制されている。 いわゆる農奴制度ないし隷農制度として一般に知られている。 なにが封建的法律秩序として封建法自体のなかに表現されてくるかという問題が存 同時にその社会における経済的関係によって生み出され、 すなわち封建法を形成する。 ・法律思想的根拠づけのための、 つまり、 封建的農奴生産にとって望ましい範囲で許容され、 しかも、 封建法自体のもつ階級的性格をつつみかくし、 それが封建制度に共通する政治的 法律的意識の醸成という問題が存在してい 醸成された法律的意識に支えられている。 それは支配的な法律的イデオロ 従って、そこではなにが社会生活として 能動的な作用または機能をは すなわぬ土地 しかも生み出されるや 必然的にそれに相応 社会的特 王や豆 そし 7

法律的意識だけではなく、すべての社会的

後者の問題

は

法律的イデオロギーによって解決されることになる。

を反映しているという、特殊性によって定められている。(20) 社会的意識のさまざまの形態に、反映されているのである。そして法律的意識の内容は、それが固有のかたちで現実 意識は、 一般的に社会の経済的発展の法則に依存していることによって、限界づけられている。従って、

あり、 ものとして認めることの、観念的形態のなにものでもなかった』のである。 に結びついたものとして把えることであった。それは『神の意志に依拠しつつ、封建社会の経済的関係を、 主張は、人々が階層的身分秩序に編入れた、それぞれの身分秩序に応じてもつ特権と義務との連鎖のなかで、 か・間接にか神によって決定されたものであるとすることによって根拠づけている。こうして法律的イデオローグの 序、つまり現在の社会関係の維持と強化とにたいするたえがたいまでの欲望であった。 る必然的結果であった』と。こうして、これらの法律的イデオローグの主張してきた思想的基礎は、現存の社会的秩(st) て神学の斯くの如き優越は、同時に既存の封建的支配の最も一般的な総括者及び裁可者としての教会の地位から生ず いてすら、法学はなお依然として永い間神学の後見の下に留まっていたのである。しかして智的活動の全領域に於い て居り、従って神学に於いて行われていた原則に従って取扱われたのであった。教会の教義は同時に政治上の公理で なったのである。僧侶の掌裡に於いては政治学や法学はあらゆる爾余の学問と同様に神学の単なる一部門として残っ 述べている。すなわち、 に僧侶階級によって代表されてきた。F. Engels は"Der deutsche Bauerunkrieg, 1850."のなかで、つぎのように さて、封建社会における法律的イデオローグは、のちに啓蒙的自然法学者がその主張を提唱するに至るまで、 聖書の文句はいずれの裁判所に於いても法律の力を持っていたのである。独自の法律家階級が樹立した後にお 『僧侶階級は智的文化の独占者となり、従って文化それ自体が根源的に神学的特質のものと かれ等はそれが予め、 必然的な

- 18 矢口孝次邦「イギリス封建社会経済史」(日本評論社、一九四九年八月)一二ページ
- 19 橋本文雄「社会法と市民法」(有斐閣、一九五七年三月)九九ページー一〇〇ページ。

(21) F. Engels;Der deutsche Bauernkrieg, 1850. (邦訳、「マル=エン選集」 一六巻上《大月書店、 一九五○年一○月》

- クレーゼルマン・蔵原性人訳「上部構造論」(青木書店、一九五六年九月)一一五ページー一一六ページ。
- (2) F. Engels; Die deutsche Bauernkrieg, 1850. (邦訳、「マル=エン選集」一六巻上《大月書店、一九五〇年一〇月》 1111ページ。 二三ページ)